

2012年9月24日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—上海市政府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 236 号)

上海市商務委員会等、 外資 R&D センターの設立奨励策を発表、 税制優遇や便宜措置を整理

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市商務委員会、上海市科学技術委員会、上海市発展改革委員会はこのほど、『外商投資による研究開発センター設立の奨励に関する上海市の若干意見』（滬商外資[2012]490号、以下『若干意見』という）を発表しました。『若干意見』は 2017年7月19日まで5年間有効の規定で、上海市が外資系企業の研究開発センター（以下「外資 R&D センター」という）誘致に向けて打ち出した各種優遇政策を整理しています。

【図表 1】上海市における外商投資企業の誘致実績と目標

	多国籍企業 地域本部	投資性 公司	外資 R&D センター
第 11 次五カ年計画（2006 ～10 年）期間中の誘致実績	181 社	83 社	135 拠点
第 12 次五カ年計画（2011 ～15 年）期間中の誘致目標	150 社以上	60 社	75 拠点
2012 年 7 月末段階の 誘致総数	384 社	255 社	348 拠点

（上海市商務委員会発表資料等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外資中核拠点の誘致進める上海市

上海市は、産業構造の転換と高度化を図るため、外資を積極的に活用する方針を明らかにしています¹。特に外資系企業の中核拠点（地域本部、投資性公司、R&D センター等）の誘致に積極的で、このうち外資 R&D センターの誘致については、

2000年7月に『外商投資の研究開発機構設立に関する暫定規定』の「下達に関する通達」（滬外資委批字[2000]第801号、以下『暫定規定』という）を、2003年9月に『外商投資による研究開発機構設立の奨励に関する上海市の若干意見』（滬発改外資[2003]004号、以下『旧若干意見』という）をそれぞれ公布²し、各種優遇策を打ち出してきました。中国市場の重要性が増し、外資系企業にとって現地での商品開発が欠かせなくなっていることも誘致を後押し。上海市の外資 R&D センター誘致数は今年7月末現在で348拠点上っています（図表1参照）。

¹ 上海市の外資政策については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 232 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.232.pdf

² 『暫定規定』と『旧若干意見』は、『若干意見』の公表に伴い廃止となっています（『若干意見』第 16 条）。

今回の『若干意見』は、国務院が2010年4月に公布した『外資利用業務をより適切に遂行するための国務院の若干意見』（国発[2010]9号）³を受け、外資 R&D センターに対する優遇策をあらためて明確にしたもので、税制優遇策、センター人員の出入国における便宜措置、知的財産権の保護等を盛り込んでいます。

□ 外資 R&D センターの認定条件を緩和

外資 R&D センターの設立に当たっては、①投資総額（社内に設立する場合は研究開発投資）が200万米ドル以上、②固定の場所、機器設備、その他の科学研究条件、明確な研究開発領域とプロジェクト有する、③専門の研究・管理人員を配置、そのうち学歴が本科相当以上で研究開発に直接従事する人員が R&D センター総人数の80%以上、といった条件を満たしていなければなりません（『外商投資による研究開発センター設立関連の問題に関する対外貿易経済合作部の通達』（外経貿資発[2000]第218号）。

一方、『若干意見』では奨励優遇策の対象となる外資 R&D センターについて、以下の認定条件を設定しています（第2条）。

- ① 外国投資家が設立した独立法人としての研究開発機構（合併、合作、独資）、または外商投資企業内の独立した研究開発部門もしくは分支機構（分公司等）であること
- ② 自然科学および関連科学技術領域の研究開発、または実験的開発（研究開発活動サービスのための中間試験を含む）に従事していること（基礎研究、応用研究、製品開発を含む）
- ③ 国と上海市の技術政策、産業政策に合致していること
- ④ 『外商投資産業指導目録』禁止類プロジェクトに従事していないこと
- ⑤ 当該研究開発の成果ではない技術取引および中間試験以外の生産活動を行っていないこと

また『若干意見』は、外資系 R&D センター設立に係る管理権限を図表2のように明確化しています。

【図表2】上海市における外資 R&D センターの管理権限部門

◆設立審査・批准 (うち浦東新区) (うち張江ハイテクパーク内)	上海市商務委員会
	浦東新区人民政府
	張江ハイテクパーク管理委員会
◆プロジェクト審査・認可	上海市發展改革委員会

□ 様々な優遇措置を用意

（『若干意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

上海市では、外資 R&D センターに対する様々な優遇措置を用意しています。まず税制面においては、研究開発用設備の輸入に係る関税や技術譲渡に係る増値税の免除といった措置を受けることができます（『若干意見』第4条、図表3参照）。通関では事前通関による貨物到着即時引取が可能（第7条）なほか、外貨管理では貿易外に係る外貨決済において便宜が受けられる（第6条）としています。また、出入国管理面では外資 R&D センターに勤務する中国人、外国人スタッフについて、多国籍企業の地域本部に対する便宜措置⁴に準じた規定が設けられています（第8条、図表4参照）。

³ 『外資利用業務をより適切に遂行するための国務院の若干意見』では、「中国内外の企業による研究開発協力の強化を奨励する。条件に合致する外商投資企業が内資の企業、研究機構と協力して国家の科学技術開発プロジェクト、イノベーション能力建設プロジェクト等に申請すること、ならびに国家級の技術センター認定の設立を申請することを支持する」（第1条第5項）と明記されています。

⁴ 多国籍企業の地域本部に対する出入国上の便宜措置は、『「多国籍企業による地域本部設立を奨励する上海市の規定」に関する実施意見』（滬府弁発[2012]51号）第3条第1項に規定されています。

【図表 3】外資 R&D センターに対する税制上の優遇策

優遇を受ける条件	税制優遇策
国家が発展を奨励する外資プロジェクトにおいて、投資総額内で自社用設備を輸入した場合、または自社資金で技術改造を行うために自社用設備とその技術・部品・備品を輸入した場合	輸入関税の免除
購入設備税収政策の資格認定 ^{#1} を受けた外資 R&D センターが科学技術開発製品を輸入した場合 ^{#2}	輸入関税および輸入に係る増値税、消費税の免除
購入設備税収政策の資格認定を受けた外資 R&D センターが国産設備を購入した場合 ^{#2}	増値税の全額還付
条件に合致する外資 R&D センターが技術移転、技術開発業務およびこれに関連する技術コンサルティング、技術サービスから得た収入	増値税の免除
『国家ハイテク製品目録』に列挙されている先進技術を導入し、国外に支払ったソフトウェア費用	輸入に係る増値税の免除
『国家が重点支持するハイテク領域』、『当面優先的に発展させるハイテク産業化重点領域ガイドライン』 ^{#3} に規定するプロジェクトに携わる外資 R&D センターの新技术・新製品・新プロセス開発に係る研究開発費用（要届出）	費用の税引前控除
条件に合致する外資 R&D センターの技術移転所得	企業所得税の減免
外資 R&D センターがハイテク企業もしくは技術先進型サービス企業に認定された場合 ^{#4}	国家が規定する税制優遇策

（『若干意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

^{#1} 資格認定は、『上海市商務委員会、上海市財政局、上海税関、上海市国家税務局による上海市の外資研究開発センターが購入設備税収政策の資格認定を享受することに関する通達』（滬商外資[2011]765号）に基づいて受けます。

^{#2} 『研究開発機構の購入設備税収政策を継続執行することに関する通達』（財税[2011]88号）に規定された条件を満たす外資 R&D センターが、同通達に列挙された設備・製品を購入する場合に適用されます。同通達の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 194 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.194.pdf

^{#3} 同ガイドラインの詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 202 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.202.pdf

^{#4} ハイテク企業は『ハイテク企業認定管理弁法』の印刷、配布に関する科学技術部、財政部、国家税務総局の通達』（国科発火[2008]172号）に基づいて、技術先進型サービス企業は『技術先進型サービス企業の企業所得税政策に関連する問題に関する財政部、国家税務総局、商務部、科学技術部、国家発展改革委員会の通達』（財税[2010]65号）に基づいて認定を受けます。

【図表 4】外資 R&D センターの関係員に対する出入国管理上の便宜措置

対象人員	申請可能な手続
香港・マカオに出境する中国人人員	『香港・マカオ往来通行証』と査証（複数回有効）
台湾に出境する中国人人員	『大陸居民台湾往来通行証』（複数回有効）の優先手続（※入台旅行証と國務院台湾弁公室の批准文書が必要）
出国する中国人人員（戸籍地が上海市以外）	上海市での旅券手続
外国籍の法定代表者・総経理・副総経理・財務総監	外国人居留許可（有効期間 5 年）
外国籍の部門管理人員・科学技術人員	外国人居留許可（有効期間 4 年）
外国籍の一般従業員	外国人居留許可（有効期間 3 年）
外国籍のハイエンド技術人材 （※上海市科学技術委員会の確認が必要）	外国人居留許可（有効期間最長 5 年） （※招聘期間に相応する期間）
外国籍の高級管理人員（法定代表者等）	『外国人永住証』の優先申請 （※上海市政府の推薦が必要）

（『若干意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

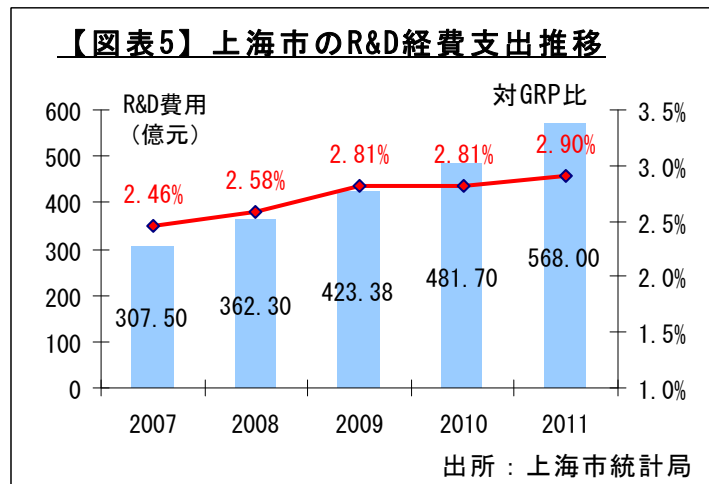
『若干意見』で新たに盛り込まれたのが、R&D 人材の育成に対する優遇策です。『当市の企業組織が従業員の職業研修を展開することを支持、奨励することに関する実施意見』（滬府弁発[2011]29号、以下『実施意見』という）の規定に基づくもので、①上海市の企業従業員職業研修計画に基づき、実際のニーズに合致した従業員職業研修を組織的に実施している、②企業従業員教育経費を全額取得かつ使用し、経費の60%以上を第一線の従業員に対する職業研修に応用している、③従業員職業研修計画と従業員教育経費の使用状況が従業員代表大会の審議を通過している、などの条件を満たすことで補助金を申請できます（『実施意見』第2条第1項）。

『若干意見』ではさらに、外資 R&D センターと研究機構が人材プラットフォームを設立し、R&D 人材の育成と人材需給の最適化を進めることを奨励（第12条）しているほか、外資 R&D センターが研究開発した技術の事業化や取引を推進すること（第5条）、中国での特許申請を奨励するとともにその知的財産権を十分に保護すること（第11条）、市の研究機構等との協力による市の重要プロジェクトへの参画を奨励すること（第13条）などを明記しています。

*

『若干意見』の詳細につきましては、5ページからの日本語仮訳および10ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】



(日本語仮訳)

上海市商務委員会、上海市科学技術委員会、上海市發展改革委員会
滬商外資[2012]490号
『外商投資による研究開発センター設立の奨励に関する上海市の若干意見』
の印刷、配布に係る通達

各区県人民政府、上海市政府関係委員会・弁公室・局：

『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』（国発[2010]9号）の精神を貫徹履行し、対外開放をさらに拡大し、外資利用の質と水準を向上させ、外資研究開発活動の健全で秩序ある発展を促進するため、上海市商務委員会、上海市科学技術委員会、上海市發展改革委員会は『外商投資による研究開発センター設立の奨励に関する上海市の若干意見』を制定した。ここに印刷し、配布する。遵守執行されたい。

特にここに通知する。

上海市商務委員会
上海市科学技術委員会
上海市發展改革委員会
2012年7月19日

『外商投資による研究開発センター設立の奨励に関する上海市の若干意見』

第1条 (目的と依拠)

対外開放をさらに拡大し、外資利用の質と水準を向上させ、外資研究開発活動の健全で秩序ある発展を促進するため、関連法律・法規に基づき、当市の実情と合わせ、外国投資家による当市での研究開発センター（以下、「外資 R&D センター」と略す）の投資、設立を奨励する意見を制定する。

第2条 (定義)

外資 R&D センターとは、外国投資家（外商投資により設立された投資性会社を含む）が法に基づいて設立した、自然科学およびその関連科学技術領域の研究開発、および実験的開発（研究開発活動のために提供する中間試験を含む）に従事する機構を指し、研究開発内容は基礎研究、応用研究、製品開発等の方面を含む。ただし、『外商投資産業指導目録』の禁止類プロジェクトに従事してはならず、当該研究開発の成果ではないその他の技術取引および中間試験以外の生産活動に従事してはならず、研究開発の方向性が国家および当市の技術政策および産業政策に合致していなければならない。

外資 R&D センターの形式は、外国投資家が合併、合作、独資の方式で法に基づいて設立した独立法人の研究開発機構、または外商投資企業の内部に設立された非独立法人の独立した研究開発部門もしくは分支機構を含む。

第3条 (管理部門)

上海市商務委員会（以下、「市商務委」と略す）は外資 R&D センターの設立審査・批准業務に責任を負い、上海市發展改革委員会（以下、「市發展改革委」と略す）は外資 R&D センターのプロジェクト審査・認可業務に責任を負い、市商務委、上海市科学技術委員会（以下、「市科委」と略す）、市發展改革委は当市の関連部門と協調して外資 R&D センターに対する管理サービスに責任を負う。

工商、財政、税務、外事、人的資源社会保障、出入国管理、外貨管理、税関、出入国検査検疫等の部門は、各自の職責の範囲内において、外資 R&D センターに対する管理サービス業務を適切に執行する。

第4条 (税収優遇政策)

外資 R&D センターは、国家が發展を奨励する外資プロジェクトとして、投資総額内で輸入する自社用設備、自社資金を利用して技術改造を行うために輸入する自社用設備、ならびに契約に基づき設備とともに輸入する技術および部品、備品は、国家の規定に基づき輸入関税免除の税収優遇政策を享受できる。

外資 R&D センターは、『上海市商務委員会、上海市財政局、上海税関、上海市国家税務局による上海市の外資研究開発センターが購入設備税収政策の資格認定を享受することに関する通達』（滬商外資[2011]765号）に基づいて資格認定を通過した場合、『研究開発機構の購入設備税収政策を継続執行することに関する通達』（財税[2011]88号）に基づき、輸入した科学技術開発製品の輸入関税および輸入に係る増値税、消費税の徴収を免除し、国産設備を購入したときは増値税を全額還付する。

条件に合致する外資 R&D センターが技術移転、技術開発業務およびこれに関連する技術コンサルティング、技術サービスに従事して取得した収入は、国家税収政策の規定に基づき、増値税徴収免除の税収優遇を享受できる。

外資 R&D センターが『国家ハイテク製品目録』に列挙されている先進技術を導入し、契約の規定に基づき国外宛に支払うソフトウェア費用は、国家税収政策の規定に基づき、輸入に係る増値税徴収免除の税収優遇政策を享受できる。

外資 R&D センターが『国家が重点的に支持するハイテク領域』および『当面優先的に發展させるハイテク産業化重点領域ガイドライン』に規定するプロジェクトの研究開発活動に従事し、届出を経て、その新技術、新製品、新プロセス開発により実際に発生した研究開発費用は、国家税収政策の規定に基づき、税引前控除の税収優遇政策を享受できる。

条件に合致する外資 R&D センターの技術移転所得は、国家税収政策の規定に基づき、企業所得税減免の税収優遇政策を享受できる。

『「ハイテク企業認定管理弁法」の印刷、配布に関する科学技術部、財政部、国家税務総局の通達』（国科発火[2008]172号）または『技術先進型サービス企業の企業所得税政策に関連する問題についての財政部、国家税務総局、商務部、科学技術部、国家發展改革委員会の通達』（財税[2010]65号）の規定に基づき、外資 R&D センターがハイテク企業もしくは技術

先進型サービス企業に認定された場合、国家が規定する税収優遇政策を享受できる。

第5条 (技術の事業化)

外資 R&D センターのハイテク成果の産業化を奨励し、条件に合致する場合、上海市人民政府の『上海の中長期における科学および技術の発展計画要綱<2006~2020 年>』の若干の関連政策を実施することに関する通達』(滬府発[2006]12 号)の規定に基づき、関連支援政策を享受できる。外資 R&D センターが自社で知的財産権を有する技術および成果で上海の技術取引プラットフォーム等に参入して取引を行い、技術成果の事業化を加速することを奨励する。

第6条 (外貨管理)

外資 R&D センターは、外貨管理部門の批准を経て、外貨指定銀行に外貨専用口座を開設し、その外貨受取・支払を現行の外貨管理規定に基づいて取り扱うことができる。外資 R&D センターの貿易外に係る外貨決済に対し便宜を提供する。

第7条 (検査検疫、通関)

外資 R&D センターが輸入した設備およびその部品、備品ならびに研究開発用の試験剤、サンプル等は、税関および出入国検査検疫部門の審査・認可を経た後、事前検査検疫、事前通関、貨物到着即時引取の通関モデルを採用し、優先的に検査検疫、通関の手続を行うことができる。

第8条 (出入国管理)

ビジネスの必要により香港、マカオに赴く外資 R&D センターの中国籍人員は、複数回の出入国が有効な『香港、マカオ往来通行証』および査証を申請し、手続を行うことができる。ビジネスの必要により台湾地区に赴く外資 R&D センターの中国籍人員は、入台旅行証および国務院台湾弁公室の批准文書を提出する場合、優先的に『大陸住民台湾往来通行証』の手続を行うことができる。ビジネスの必要により出国する外資 R&D センターの外省市出身の人員には、『上海市居住証』(人材誘致類)を持って規定に基づき上海市公安局出入国管理局で旅券を申請し、手続を行うことができる。

外資 R&D センターにおいて複数回の一時的な出入国が必要な外国籍人員は、1 年間の複数回入国が有効な訪問査証を申請できる。そのうち、複数回の一時的な入国が必要な外国籍高級管理人員および外国籍ハイエンド技術人材は、2~5 年間の複数回入国が有効な訪問査証を申請し、手続を行うことができる。臨時の必要で当市を訪れる外国籍人員は、中国の在外公館で出入国査証を申請すべきであるが、時間が差し迫っている場合、国家の関連規定に基づき、当市の出入国管理査証機関でポートビザを申請し、入国できる。

当市に長期居留する外資 R&D センターの法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期間が 5 年の外国人居留許可の手続を行うことができる。部門管理人員および科学研究人員は、有効期間が 4 年の外国人居留許可の手続を行うことができる。一般外国籍従業員は、有効期間が 3 年の外国人居留許可の手続を行うことができる。当市に長期居留し、市科委の確認を経た外資 R&D センターの外国籍ハイエンド技術人員は、招聘期間 (5 年を超えない)

に相応する期間の外国人居留許可の手続を行うことができる。

外資 R&D センターの法定代表者等の高級管理人員は、『外国人在中国永住審査・批准管理弁法』に基づき、上海市人民政府の推薦を経て、優先的に『外国人永住証』を申請できる。

第9条 (就業許可)

外資 R&D センターが当市での就業を必要とする外国籍人員は、当市の関連規定に基づき市人的資源社会保障局(市外国専門家局)に外国人就業許可および『外国人就業証』を申請し、手続を行うことができる。そのうち、外国籍高級管理人員およびハイエンド技術人員は、国家の関連規定に基づき『外国専門家証』を申請し、手続を行うことができる。

第10条 (人材誘致)

独立法人資格を有する外資 R&D センターが、極端に不足し差し迫って必要な、本科およびそれ以上の学歴を有し、相応の学位を取得した専門技術人員、管理人員およびクリエイティブ集団の中核メンバーは、『上海市における誘致人材の当市常住戸籍の申請手続試行弁法』(滬府発[2010]28号)に基づき当市戸籍を申請し、手続を行うことができる。

外資 R&D センターが業務の需要により雇用したその他の人員は、規定に基づき『上海市居住证』の手続を行うことができる。

第11条 (知的財産権)

外資 R&D センターによる中国での特許申請を奨励する。外資 R&D センターが中国で特許を申請し、条件に合致する場合、『上海市特許補助金弁法』(滬知局[2007]13号)に基づき、関連補助金政策を享受できる。知識財産権業務に突出した貢献のある外資 R&D センターおよび個人対し、『当市の知識財産権業務をさらに強化することに関する若干意見』(滬府発[2003]48号)に基づき政府が報奨を与える。

当市の知的財産権法律執行部門は、法律執行を強化し、外資 R&D センターの知的財産権を十分に保護しなければならない。

第12条 (人材育成)

外資 R&D センターが従業員研修を行う場合、『当市の企業組織が従業員の職業研修を展開することを支援、奨励することに関する実施意見』(滬府弁発[2011]29号)の規定に基づき、相応の補助を得ることができる。

外資 R&D センターが当市の高等教育機関および科学研究院と協力し、人材協力プラットフォームを設立し、資質の高い人材を多層的、多チャンネルに育成し、高等教育機関の大学院生の実践協力プロジェクトを積極的に展開し、定期的に人材情報を交流し、人材供給と外資 R&D センターの人材需要との効果的な結合を実現することを奨励する。

第13条 (科学研究プロジェクト)

外資 R&D センターが当市所属の高等教育機関、科学研究機構および企業と、多様な形式の協力研究開発活動を展開し、協力して市政府の重大科学研究およびエンジニアリングプロジェクトに参画し、各レベル、各種の科学技術発展計画プロジェクトに共同申告することを奨励する。外資 R&D センターが、上海の研究開発公共サービスプラットフォームに参画すること

を奨励する。

第14条 (その他の奨励)

外資 R&D センターが取得した発明、発見およびその他の科学技術成果は、関連各部門が組織する各種報奨項目の評価・審査および評価・報奨に参画できる。当市の科学技術の進歩、経済および社会の発展に突出した貢献のある外資 R&D センターの関係人員は、『上海市科学技術奨励規定』に基づき表彰を受けることができる。

第15条 (適用範囲)

当市範囲内に登記、設立した外資 R&D センターに、本意見を適用する。香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が当市に登記、設立した R&D センターは、本意見を参照して執行する。

第16条 (執行日)

本規定は、2012年7月19日から2017年7月19日まで有効である。

『「外商投資による研究開発機構設立に関する暫定規定」の下達に関する通達』（滬外資委批字[2000]第801号）、『外商投資による研究開発機構設立の奨励に関する上海市の若干意見』（滬発改外資[2003]004号）は同時に廃止する。

第17条 (附則)

浦東新区人民政府は、浦東新区内の外商投資 R&D センターの審査・批准および管理に責任を負う。張江ハイテクパーク管理委員会は、張江ハイテクパーク内の外商投資 R&D センターの審査・批准および管理に責任を負う。

区（県）人民政府は、当該区（県）の実際の状況に基づき、外資 R&D センターに対する相応の支援措置を制定する。

本規定は、市商務委が市科委および市発展改革委とともに解釈の責任を負う。国家が公布した法律、法規、規定および規范文書との不一致がある場合、国家が正式に公布した文書をもって基準とする。

上海市商務委員会弁公室
2012年9月10日印刷、配布

(中国語原文)

**市商务委、市科委、市发展改革委关于印发
沪商外资〔2012〕490号
《上海市关于鼓励外商投资设立研发中心的若干意见》的通知**

各区、县人民政府，市政府有关委、办、局：

为贯彻落实国务院《关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号）精神，进一步扩大对外开放，提高利用外资的质量和水平，促进外资研发活动健康、有序发展，市商务委、市科委、市发展改革委制定了《上海市关于鼓励外商投资设立研发中心的若干意见》。现印发给你们，请按照执行。

特此通知。

上海市商务委员会
上海市科学技术委员会
上海市发展和改革委员会
二〇一二年七月十九日

上海市关于鼓励外商投资设立研发中心的若干意见

第一条 （目的和依据）

为进一步扩大对外开放，提高利用外资的质量和水平，促进外资研发活动健康、有序发展，根据有关法律、法规，结合本市实际，特制定鼓励外国投资者在本市投资设立研究开发中心（以下简称“外资研发中心”）的意见。

第二条 （定义）

外资研发中心是指外国投资者（包括外商投资设立的投资性公司）依法设立的、从事自然科学及其相关科技领域的研究开发和实验发展（包括为研发活动服务的中间试验）的机构，研发内容包括基础研究、应用研究、产品开发等方面，但不得从事《外商投资产业指导目录》禁止类项目，也不得从事非本研发成果的其他技术贸易和除中试外的生产活动，研发方向应符合国家及本市的技术政策和产业政策。

外资研发中心的形式包括外国投资者以合资、合作、独资方式依法设立的独立法人的研发机构，或是设在外商投资企业内部的非独立法人的独立研发部门或分支机构。

第三条 （管理部门）

上海市商务委员会（以下简称“市商务委”）负责外资研发中心的设立审批工作，上海市发展和改革委员会（以下简称“市发展改革委”）负责外资研发中心项目核准工作，市商务委、上海市科学技术委员会（以下简称“市科委”）、市发展改革委负责协调本市相关部门对外资研发中心的管理服务。

工商、财政、税务、外事、人力资源和社会保障、出入境管理、外汇管理、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内，做好对外资研发中心的管理服务工作。

第四条 （税收优惠政策）

外资研发中心作为国家鼓励发展的外资项目，在投资总额内进口的自用设备、利用自有资金进行技术改造进口的自用设备及按照合同随设备进口的技术及配件、备件，可按国家规定享受免征进口关税的税收优惠政策。

外资研发中心按照《市商务委、市财政局、上海海关、市国税局关于上海市外资研发中心享受采购设备税收政策资格认定的通知》（沪商外资〔2011〕765号）通过资格认定的，根据《关于继续执行研发机构采购设备税收政策的通知》（财税〔2011〕88号），进口科技开发用品免征进口关税和进口环节增值税、消费税，采购国产设备全额退还增值税。

符合条件的外资研发中心从事技术转让、技术开发业务和与之相关的技术咨询、技术服务取得的收入，可按国家税收政策的规定，享受免征增值税的税收优惠。

外资研发中心引进属于《国家高新技术产品目录》所列的先进技术，按合同规定向境外支付的软件费，可按国家税收政策的规定，享受免征进口环节增值税的税收优惠政策。

外资研发中心从事《国家重点支持的高新技术领域》和《当前优先发展的高技术产业化重点领域指南》规定项目的研究开发活动，经备案，其开发新技术、新产品、新工艺所实际发生的研究开发费用，可按国家税收政策的规定，享受税前抵扣的税收优惠政策。

符合条件的外资研发中心的技术转让所得可按国家税收政策的规定，享受企业所得税减免的税收优惠政策。

按照《科技部、财政部、国家税务总局关于印发〈高新技术企业认定管理办法〉的通知》（国科发火〔2008〕172号）或《财政部、国家税务总局、商务部、科技部、国家发展改革委关于技术先进型服务企业有关企业所得税政策问题的通知》（财税〔2010〕65号）规定，外资研发中心认定为高新技术企业或技术先进型服务企业的，可享受国家规定的税收优惠政策。

第五条 （技术转化）

鼓励外资研发中心高新技术成果产业化，符合条件的可按上海市人民政府《关于实施〈上海中长期科学和技术发展规划纲要（2006—2020年）〉若干配套政策的通知》（沪府发〔2006〕12号）的规定，享受有关扶持政策。鼓励外资研发中心具有自主知识产权的技术和成果进入上海的技术交易平台等进行交易，加速技术成果转化。

第六条 （外汇管理）

外资研发中心经外汇管理部门批准，可在外汇指定银行开设外汇专用账户，其外汇收支按现行外汇管理规定办理。对外资研发中心的非贸易项下外汇结算提供便利。

第七条 （通检通关）

外资研发中心进口设备及其配件、备件和研发用试剂、样品等，经海关和出入境检验检疫部门核准后，可采用提前报检、提前报关、实货放行的通关模式，办理优先通检、通关手续。

第八条 （出入境管理）

对因商务需要赴香港、澳门的外资研发中心中国籍人员，可以申请办理多次出入境有效

的《往来港澳通行证》及签注；对因商务需要赴台湾地区的外资研发中心中国籍人员，如提供入台旅行证和国务院台办批件，可优先办理《大陆居民往来台湾通行证》，对因商务需要出国的外资研发中心外省市人员，可持《上海市居住证》（人才引进类）按照规定向上海市公安局出入境管理局申办护照。

对在外资研发中心需要多次临时出入境的外籍人员，可以申请1年多次入境有效的访问签证；对其中需要多次临时入境的外籍高级管理人员和外籍高端技术人才，可申请办理2至5年多次入境有效的访问签证；需要临时来本市的外籍人员，应当在中国驻外使领馆申请出入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定向本市口岸签证机关申请口岸签证入境。

对在本市长期居留的外资研发中心法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期5年的外国人居留许可；部门管理人员和科研人员可办理有效期4年的外国人居留许可；一般外籍员工可办理有效期3年的外国人居留许可；对在本市长期居留的经上海市科委确认的外资研发中心的外籍高端技术人才，可以办理与聘期（不超过5年）相应期限的外国人居留许可。

外资研发中心的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，经上海市人民政府推荐，优先申请《外国人永久居留证》。

第九条 （就业许可）

外资研发中心需要在本市就业的外籍人员，可以按照本市相关规定向市人力资源和社会保障局（市外国专家局）申请办理外国人就业许可和《外国人就业证》。其中，外籍高级管理人员和高端技术人才可以按照国家相关规定申请办理《外国专家证》。

第十条 （人才引进）

具有独立法人资格的外资研发中心引进紧缺急需的具有本科及以上学历并取得相应学位的专业技术人员、管理人员和创新团队核心成员，可按《上海市引进人才申办本市常住户口试行办法》（沪府发〔2010〕28号）申办本市户口。

外资研发中心因工作需要雇佣的其他人员，可以按规定办理《上海市居住证》。

第十一条 （知识产权）

鼓励外资研发中心在中国申请专利。外资研发中心在中国申请专利，符合条件的，可按照《上海市专利资助办法》（沪知局〔2007〕13号）享受有关资助政策。对知识产权工作有突出贡献的外资研发中心及个人，可根据《关于进一步加强本市知识产权工作的若干意见》（沪府发〔2003〕48号）由政府予以嘉奖。

本市知识产权执法部门应加大执法力度，充分保护外资研发中心的知识产权。

第十二条 （人才培养）

外资研发中心进行员工培训，可按照《关于支持和鼓励本市企业组织开展职工职业培训的实施意见》（沪府办发〔2011〕29号）的规定获得相应补助。

鼓励外资研发中心与本市高校和科研院所合作建立人才合作平台，多层次多渠道培养高素质人才，积极开展高校院所研究生实践合作项目，定期交流人才信息，实现人才供给与外资研发中心人才需求的有效对接。

第十三条 （科研项目）

鼓励外资研发中心与本市所属高等院校、科研机构和企业开展多种形式的合作研发活动，合作参与市政府重大科研和工程项目、联合申报各级各类科技发展计划项目。鼓励外资研发中心参与上海研发公共服务平台。

第十四条 （其他奖励）

外资研发中心取得的发明、发现和其他科技成果，可参与各有关部门组织的各类奖项的评审及评奖。对为本市科技进步、经济和社会发展作出突出贡献的外资研发中心有关人员，可按照《上海市科学技术奖励规定》予以表彰。

第十五条 （适用范围）

在本市范围内注册设立的外资研发中心，适用本意见。香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者在本市注册设立的研发中心，参照本意见执行。

第十六条 （执行日期）

本规定从 2012 年 7 月 19 日至 2017 年 7 月 19 日有效。

《关于下发〈关于外商投资设立研发机构暂行规定〉的通知》（沪外资委批字〔2000〕第 801 号）、《上海市关于鼓励外商投资设立研究开发机构的若干意见》（沪发改外资〔2003〕004 号）同时废止。

第十七条 （附则）

浦东新区人民政府负责浦东新区内的外商投资研发中心的审批和管理；张江高科技园区管理委员会负责张江高科技园区内的外商投资研发中心的审批和管理。

区（县）人民政府可根据本区（县）实际情况对外资研发中心制定相应支持措施。

本规定由市商务委会同市科委和市发展改革委负责解释，如有与国家颁布的法律、法规、规章和规范性文件不一致的，以国家正式颁布的文件为准。

上海市商务委员会办公室

2012 年 9 月 10 日印发

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。